

大津市企業局工事検査要綱

(令和7年3月31日改正)

大津市企業局

大津市企業局工事検査要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、大津市企業局が工事請負契約を締結した場合において、地方自治法第234条の2第1項の規定により行う工事及び工事用資材の検査について、厳正かつ的確で効率的な執行を期するため、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(検査の対象等)

第2条 この要綱による検査の対象は、契約金額が200万円を超える建設工事とする。ただし、契約金額が200万円以下であっても、入札に付したものは、対象とする。

2 本要綱の検査対象とならない建設工事、委託料及び修繕料により執行するものについては、小額工事の監督及び検査業務取扱要領により検査を行うものとする。

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、次のとおりとし、その意義は当該各号に定めるところによる。

(1) 完工検査

工事請負契約において工事が完成したときに行う検査をいう。

(2) 出来高検査

工事の請負契約において、工事が所定の工程に達し受注者から部分払いの請求があったとき、又は工事の打切り、契約の解除若しくは災害の発生があったときに工事の出来高部分に対し行う検査をいう。

(3) 中間検査

工事完成後では出来形の確認が困難な工事又は必要に応じて随時工事中に行う検査及び既済部分の使用のため、工事の出来形部分に対して行う検査並びに、工事の進捗状況、施工技術等、工事の実態を常に把握し適正な完工検査の執行を期するために行う検査をいう。

(4) 資材検査

必要に応じて行う工事現場に搬入済みの工事用資材及び製造工場等にある製品の検査をいう。

(検査員)

第4条 検査員は、工事監理課の職員とする。

(検査員の服務要領)

第5条 検査員は、第3条に規定する検査を実施するときはあらかじめその対象となる工事等に係る契約書、仕様書及び図面（以下「契約書等」という。）を熟知しておかなければならない。

2 検査員は厳正かつ公平に検査し、合格又は不合格を決定しなければならない。ただし、合否を判定し難い事項に関しては、上司に報告し、その指示を受けなければならない。

3 検査員は、検査の結果に基づく設計及び施工上の意見を率直に表明するとともに、工事関係者に対し施工技術の向上を図るよう指導しなければならない。

(検査手続き)

第6条 工事主管課長は、受注者から完工届、出来高検査願又は中間（資材）検査願を受理したときは、直ちに工事検査執行依頼書（様式1）に工事関係書類を添えて工事監理課長に提出しなければならない。

2 工事監理課長は、前項の工事検査執行依頼書を受理したときは、工事検査執行通知書（様式1-1）により工事主管課長に検査日時を通知しなければならない。再検査についても同様とする。

3 工事監理課長は、工事が完工したと認めるとき又は特に必要と認めるときは、工事主管課長に検査日時を通知し、完工検査又は中間検査等を実施することができる。

(検査の時期)

第7条 完工検査及び出来高検査等は、完工届、出来高検査願又は中間（資材）検査願を受理した日から14日以内に実施しなければならない。

(検査の立会)

第8条 検査は、当該検査に係る工事の総括監督員又は主任監督員及び監督員（大津市企業局建設工事監督要綱第4条に規定する監督職員をいう。以下単に「監督職員」という。）並びに受注者又は現場代理人、主任技術者若しくは検査員が必要と認める者の立会いの上で、行わなければならない。

(検査の方法)

第9条 検査員は、契約書等に基づき工事執行の状況を確認するものとし、当該工事の関係書類その他必要な物件を提示若しくは提出させ、又は事実の説明を求めることができる。

2 検査員は、検査に当たり必要と認めるときは、工作物の一部を破壊又は掘削することができる。

3 検査に係る工事の目的物が地中、水中等にあり、その数量、形状、寸法、品質等を確認することが困難な工事でその合否を判定し難いものは、監督職員から施工状況を聞き、記録写真、その他必要な方法により検査することができる。

4 資材検査は、製造現場での検査及び製品の抜き取り検査の方法によることができる。製造者又は納入者に工場等における検査記録その他の関係書類を提示若しくは提出させ、又は事実の説明を求めて検査の資料とすることができる。

(工事の手直し命令)

第10条 検査員は検査の結果、工事施工が契約書等に適合しないと認めるときは、その原因を究明し、受注者の責に帰すべきものについては、期限を定めて手直し又は改造その他必要な処置を工事検査指示書（様式5）により命ずるとともに、工事主管課長にその旨を通知しなければならない。

(手直し完了届の提出)

第11条 受注者は、手直し工事が完了したときは、速やかに手直し完了届（様式6）を工事主管課長に提出しなければならない。

(再検査)

第12条 工事主管課長は、前条に規定する手直し完了届（様式6）を受理したときは、第10条の規定により検査員から受理した工事検査指示書（様式5）及び再検査の工事検査執行依頼書（様式1）を工事監理課長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第10条の手直し等の内容が僅少かつ軽微なもので短期間の

うちにその措置が講じられると認められるものにあつては、工事主管課長からの手直し完了の報告をもって再検査の実施に代えることができる。

(検査の中止等)

第13条 検査員が検査を行う際、次の各号のいずれかに該当するときは、当該検査を中止した上、直ちに上司に報告し、その指示を受けなければならない。

- (1) 受注者又は現場代理人若しくはその使用人等が検査の執行を妨害し、又は検査員の指示に従わないため検査を行うことが困難なとき。
- (2) 工事の施行状況が契約書等と著しく相違し、工事に重大な欠陥があるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、検査をすることが不適当と認められるとき。

(検査の復命等)

第14条 検査員は、検査の合格を認めたときは、工事成績を評定した上、次に掲げる書類を添付した完工検査結果報告書(様式2)又は出来高検査等の検査結果報告書(様式3)を作成し、遅滞なく工事主管課長、契約担当課長及び工事監理課長の決裁を経て大津市公営企業管理者(以下「公営企業管理者」という。)に提出するとともに、検査台帳に所要事項を記入しなければならない。

- (1) 工事成績評定表
- (2) 手直しを命じた場合にあっては、手直し完了報告書
- (3) その他必要な書類

(臨時検査員)

第15条 第4条に規定する検査員のほかに、公営企業管理者が必要と認める工事等の検査を行わせるため、臨時検査員を置く。

2 前項の臨時検査員は、課長補佐級以上の職員のうち公営企業管理者が指名する者とする。

(臨時検査員の行う検査等)

第16条 第5条、第7条、第8条、第9条、第10条、第12条、第13条及び第14条の規定は、臨時検査員の行う検査について準用する。この場合において、第5条第2項及び第13条中「上司」とあるものは、「検査員」と読み替える。

(補足)

第17条 この要綱に定めるもののほか、工事の検査に関し必要な事項は、公営企業管理者の承認を得て局長が定める。

付 則

この要綱は、昭和48年12月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和58年10月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 3年 1月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 4年 7月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 8年 4月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年 7月 1日から施行する。

改正前の大津市企業局検査要綱第8条第1項及び第2項の規定による、工事検査執行依頼書（様式1）及び工事検査執行通知書（様式1-1）は、改正後の大津市企業局検査要綱の規定にかかわらず、当分の間、なお、使用することができる。

付 則

この要綱は、平成18年 7月 1日から施行する。

変更前の完工検査結果報告書（様式2）は、従来の繰越工事の処理の終了するまでの間、なお、使用することができる。

付 則

この要綱は、平成20年 2月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。

2 改正前の大津市企業局検査要綱第7条第1項の規定による、工事検査執行依頼書（様式1）、同条第2項の規定による工事検査執行通知書（様式1-1）、第13条第2項による完工検査結果報告書（様式2）及び検査結果報告書（様式3）は、改正後の大津市企業局検査要綱の規定にかかわらず、当分の間、なお、使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

2 改正前の大津市企業局検査要綱第6条第6項の規定による、工事検査指示書（様式5）は、改正後の大津市企業局検査要綱の規定にかかわらず、当分の間、なお、使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

2 改正前の大津市企業局検査要綱第10条の規定による、工事検査指示書（様式5）は、改正後の大津市企業局検査要綱の規定にかかわらず、当分の間、なお、使用することができる。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式という。」）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。